

Q	A
対象車両について	
1 定期路線バスは対象になりますか。	交付要綱第3条及び第4条に合致する車両が対象となりますので、使用目的が「観光周遊」、「空港アクセス」でない場合は、対象とはなりません。
対象事業について（1）仕切り板など	
1 手動の消毒液のボトルは対象になりますか。	対象外です。
2 非接触型体温計の購入は対象になりますか。	対象となります。
3 消毒は、どんなものが対象となりますか。	<p>消毒液そのものは対象になりません。ただし、有効な消毒液を噴霧するための製品は対象となります。なお、有効な消毒液は経済産業省やNITE（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）、厚生労働省等が行う評価に基づいて判断をしています。ただし、成分そのものが有効でも噴霧することなどを想定していない場合などは対象になりません。</p> <p>その他のもので申請をお考えの場合は、感染症対策防止として専門家の見解が分かる書類（ウェブサイト写しでも可）を確認した上で、ご相談ください。</p>
4 フェイスシールドは対象ですか？その場合、何枚購入が可能ですか？	<p>対象です。</p> <p>原則1台につき1枚です。ただし、長距離移動を伴う営業、バスガイドを伴う営業をしている場合は、1台につきそれぞれ1枚ずつを加えた数を上限として申請してください。</p> <p>例：長距離移動の営業 ○ バスガイド × 2枚／1台×対象車両数  長距離移動の営業 ○ バスガイド ○ 3枚／1台×対象車両数</p>
対象事業について（2）広告宣伝事業	
1 どのような広告宣伝が対象になりますか。	方法は、ちらし、ポスター、HP、社内アナウンスなどが対象です。内容は、新型コロナウイルス感染症緊急対策として、車内の安全性をうたうものに限ります。たとえば、定期的な消毒、空気の入替を行っているなど。
2 グッズの作成も対象になりますか。	グッズ作成も対象になりますが、それ自体が広告宣伝となるものに限ります。たとえば、タオルへの刺繍又は印字であれば対象となりますが、タオルを入れる袋への記載のみであれば対象外となります。
申請方法について	
1 安全安心事業と広告宣伝事業を一緒に申請できますか。	申請可能です。
購入方法について	
1 インターネットや通信販売で購入してもよいでしょうか。	<p>申請時や実績報告時に必要な書類またはそれに準ずるものが提出できれば、可能です。</p> <p>※送料は対象外経費です。</p>